

# 転出手続きについて

転出が確定しましたら、早めに学級担任へご連絡ください  
\*最終登校日  
\*転校先の学校名

豊中市外への転学

豊中市内への転学

豊中市役所市民課、又は市役所新千里出張所、庄内出張所で住民異動の手続きをします。

住民異動届の受付は  
転出日の約2週間前

転居完了後(14日以内)に届出  
\*事前の届出はできません。

「転出証明書」「異動通知書」が発行

「異動通知書」「転入学通知書」が発行

提出

提出

新田小学校で「在学証明書」「教科書給与証明書」を発行

転出先の市町村役所で  
住民異動(転入)の手続き  
転出証明書を役所に提出

「転入学通知書」発行

「転入学通知書」と新田小学校で発行した「在学証明書」と「教科書給与証明書」  
を転入する学校へ提出してください。